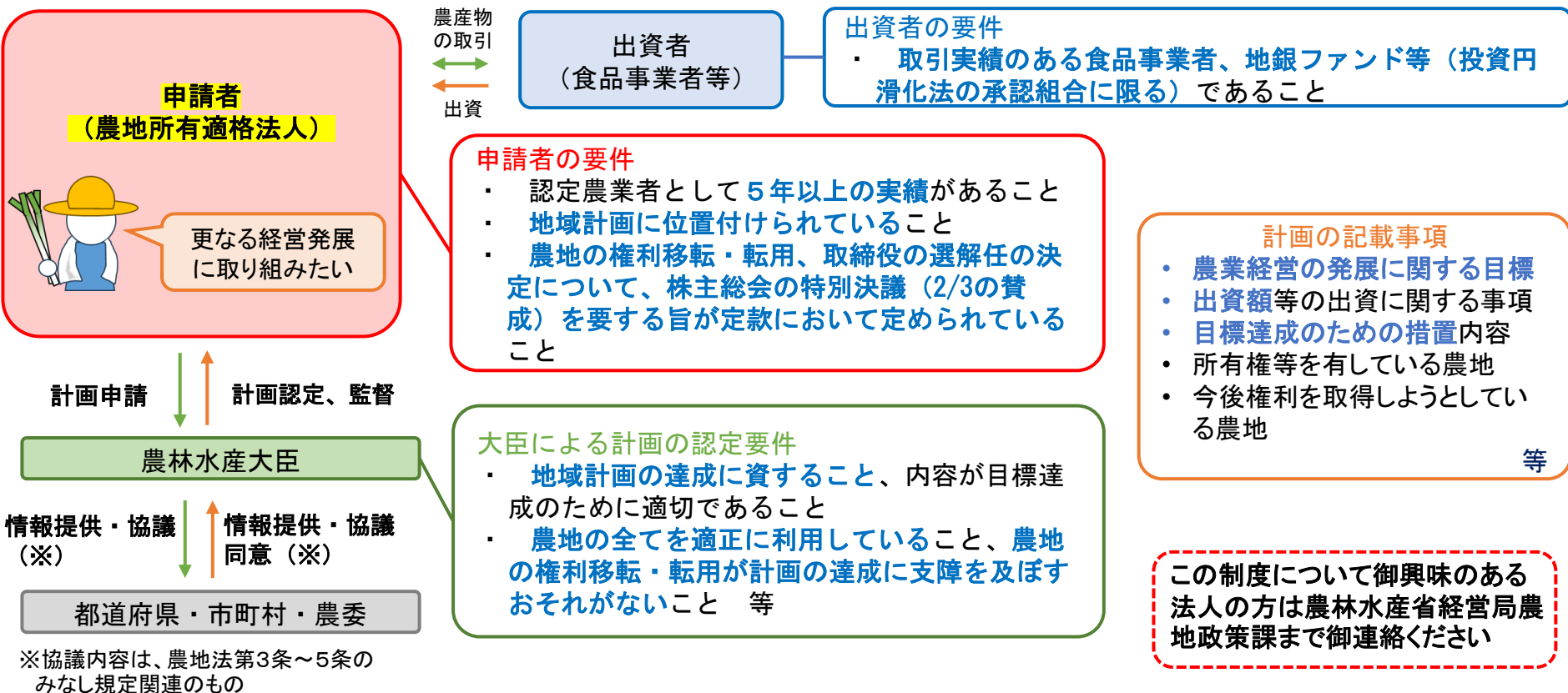


# 農業経営発展計画制度について（令和7年4月開始）

- 農地所有適格法人が、**出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）**について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、**議決権要件の特例**を措置。



## 特例の内容

計画について大臣の認定を受けた場合には、農地所有適格法人について、

- ① 農業関係者が1/3超の議決権を有していること、かつ、
- ② 農業関係者＋食品事業者等が1/2超の議決権を有していること を要件とする。

